

沼津市ホームページバナー広告掲載要領

平成19年4月2日決裁

平成23年4月1日改正

平成27年4月1日改正

平成29年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この要領は、沼津市のホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市ホームページ 沼津市が管理するウェブページのことをいう。
- (2) バナー広告 市ホームページ内に表示されるバナー広告画像で、バナー広告主が指定するウェブページに直接移動させるためのバナー広告画像をいう。
- (3) 代理店 市ホームページの広告枠を購入し、広告主を募って広告主に仲介する者をいい、市登録業者のうち、広告代理業を営むものを基本とする。
- (4) 広告主 市ホームページへ広告を掲載する者をいう。

(管理者)

第3条 市ホームページにおけるバナー広告の管理者（以下「管理者」という）は、広報広聴課長とする。

2 管理者は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 代理店・広告主の募集に関すること。
- (2) バナー広告の掲載料の徴収等に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、バナー広告の管理に関すること。

(広告の種類)

第4条 市ホームページに掲載する広告は、バナー広告とし、市民生活の利便性の向上に寄与するものとする。

(広告掲載の範囲)

第5条 市ホームページにバナー広告を掲載することができる者、バナー広告の内容、バナー広告のデザイン及びリンク先ウェブページ内容の範囲は、沼津市広告掲載要綱、沼津市広告掲載基準及び沼津市バナー広告表現基準の規定によるものとする。

(バナー広告掲載枠の販売方法)

第6条 掲載枠の販売は、主に代理店に対して行うこととし、代理店が購入を希望する掲載枠数が、販売予定枠数に達しない場合は、残余の枠について直接広告主を募集し、販売することができる。

(代理店の募集)

第7条 管理者は、新設又は既存のバナー広告掲載枠の販売を決定した場合、市登録業者のうち広告代理業を営むものに対し、随時代理店募集を行うことができる。

(代理店の決定)

第8条 管理者は、代理店を希望する者を集めて協議し、広告掲載枠の購入枠数を決め、代理店を決定する。

(広告掲載の申込)

第9条 代理店又は広告主は、市ホームページへ掲載するバナー広告を、市ホームページバナー広告掲載申請書(第1号様式)により、郵送、FAX又はEメールで、管理者が指定する期間内に申し込むこととする。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 代理店は、バナー広告原稿を管理者が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 バナー広告原稿は、別に定める沼津市バナー広告表現基準により、バナー広告の掲載を依頼する広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載の決定)

第11条 市長は、第5条の規定に基づきバナー広告の掲載の可否を決定する。

2 市長は、バナー広告の掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について代理店に沼津市ホームページバナー広告掲載決定(却下)通知書(第2号様式)により通知する。

(広告の規格)

第12条 バナー広告の規格は、別に定める沼津市バナー広告表現基準によるものとする。

(広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第13条 バナー広告を掲載するページ、バナー広告の位置及び枠数は、管理者が定める。

(広告の掲載期間等)

第14条 バナー広告の掲載期間は、1月単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。

2 バナー広告は、掲載開始日の午前9時から掲載をはじめ、掲載終了日の午後5時をもって終了するものとする。

(バナー広告掲載枠料)

第15条 バナー広告掲載枠料は、次のとおりとする。

掲載場所	1枠当たりの月額（消費税及び地方消費税を含む）
トップページ	20,000円
観光WEBページ	15,000円
市民のみなさんへページ	10,000円
事業者のみなさんへページ	5,000円
市政情報ページ	5,000円

2 代理店は、広告掲載枠料を管理者の指定する期日までに、指定する方法により納付するものとする。

(手数料)

第16条 代理店が広告主に仲介した場合の手数料は、広告掲載枠料に20/100を乗じた額とする。

2 管理者は、代理店の請求により前号の手数料を支払うものとする。

(広告主の責務)

第17条 広告主は、バナー広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、バナー広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及びバナー広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、管理者に対して保証しなければならない。

3 第三者から、バナー広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

4 広告主は、バナー広告によりリンク先として指定したホームページに事故、障害等が発生したときは、速やかに管理者に連絡し、その対応について協議しなければならない。

5 広告主は、バナー広告によりリンク先として指定したホームページの内容を変更したときは、速やかに管理者に連絡しなければならない。

(広告掲載の中止、決定の取り消し)

第18条 管理者は、沼津市広告掲載要綱第3条第2項に定めるもののほか、次の各号に該当する場合は、代理店または広告主への催告その他の手続きを要することなく、バナー広告の掲載の中止し、又は決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主がリンク先として指定したホームページが閉鎖されたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、広告掲載の中止、又は決定の取り消す必要があると市長が認めたとき。

(裁判管轄)

第19条 この要領に定めるバナー広告掲載に関する訴訟の提起等は、沼津市の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(疑義等の決定)

第20条 この要領に疑義があるとき、又はこの要領に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。

(その他)

第21条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。